

上松川診療所 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション運営規程

（事業の目的及び運営の方針）

第1条 事業所の目的及び運営方針は次のとおりとする。

- 1 目的
- きらり健康生活協同組合が開設する上松川診療所（以下「事業所」という。）が行う訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。当事業の従業者は、要介護状態、若しくは要支援状態と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対して、介護保険法令 の主旨に従って、訪問若しくは介護予防訪問リハビリテーション計画を作成・実施し、利用者の介護予防 及び、心身・生活機能の維持・向上を目的とする。

- 2 運営方針

- ① 訪問リハビリテーションの提供にあたって、当事業の従事者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、利用者の心身の機能の維持・回復を図ると共に、利用者の有する能力に応じた自立した生活がおくれるよう、理学療法及び作業療法、その他の必要なりハビリテーション計画を作成・実施する。
- ② 訪問リハビリテーション等の実施にあたって、当事業の従業者は、要支援状態にある利用者が在宅において、可能な限り自立した日常生活がおくれるよう、理学療法・作業療法及びその他の必要なりハビリテーション計画を作成・実施し、利用者の介護予防及び、心身・生活機能の維持・向上に努める。
- ③ 当事業の実施にあたっては、関係区市町村及び地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第2条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 ： きらり健康生活協同組合 上松川診療所
- 2 所在地 ： 福島市北沢又字番匠田 5

（従業者の種類、員数及び職務の内容）

第3条 当事業の従業者の職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 当施設の従業者の職種、員数は、法令の定めるところによる。
管理者 1 名（常勤兼務、医師と兼務）
医師 1 名以上
理学療法士または作業療法士または言語聴覚士 1 名以上
- 2 職務内容
管理者は、訪問リハビリテーション等の業務および従業者の管理を行う。
従業者は、医師と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

（営業日及び営業時間）

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、国民の祝日と夏期・年末年始（日程は事業所が定める期間）を除く。
- 2 営業時間 午前 9 時から午後 5 時までとする。

（訪問及び介護予防訪問リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額）

第5条 事業所の内容及び利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

- 1 訪問及び介護予防訪問リハビリテーションの内容
当事業においては、在宅における生活の継続を目指し、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行う。
- 2 訪問及び介護予防訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額
介護報酬の告示上、法定代理受領分は、利用者の収入等により介護報酬の1割～3割負担とし、法定代理受領分以外は介護報酬の告示上の額とする。

（通常の事業の実施地域）

第6条 通常の実施地域は、福島市とする。

実施地域外のサービス提供を行う場合は、1kmあたり 2 5 円の交通費を徴収する。

（相談・苦情処理）

- 第8条 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から 5 年間保存する。

（事故発生時の対応）

- 第9条 当事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から 5 年間保存する。
- 3 当事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（虐待防止のための措置について）

- 第10条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等防止のための次の措置を講ずるものとする。
(1) 虐待を防止する為の従業員に対する研修の実施

- (2) 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他、虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通達するものとする。

(個人情報取り扱い)

第 11 条 個人情報の取り扱いについてはきらり健康生活協同組合「個人情報保護」基本方針および関係法令及び厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いを行います。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 12 条 当事業所は、従業者の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 1 回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はきらり健康生活協同組合上松川診療所が定めるものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

- 第 13 条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
 - ・体調に不安がある場合やご利用者・ご家族に感染症の罹患及び感染症の疑いがある場合はサービスご利用前にご相談ください。
 - ・ご利用にあたり、保険証や医療受給者証などを確認させていただきます。これらの書類の内容に変更が生じた場合は必ず当事業所までお知らせください。
 - ・あらかじめ計画された時間に、利用者の緊急対応や交通事情等により遅れる場合があります。また、事業者側の都合により、日時の変更をお願いする場合があります。
 - ・利用者様、ご家族様からのお心遣い、訪問時の飲食などのもてなしは遠慮させていただきます。
 - ・訪問サービス提供中、ペットは別室に隔離をお願いする場合があります。
 - ・訪問サービス提供中、喫煙はお控えくださるようお願いします。
 - ・訪問サービス提供にあたり、利用者様の現金をお預かりすることはございません。(ただし、利用料のお支払方法が現金の場合は、領収証と引き換えに現金をお預かりいたします。)
 - ・利用者様の預金通帳、キャッシュカード、有価証券、印鑑等をお預かりすることは一切ございません。また、それらの保管場所を伺うこともございません。
 - ・利用者又は家族が、事業所や職員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為（介護現場におけるハラスメ

ント対応マニュアルに定義する、身体的暴力（たたく等）及び精神的暴力（大声を発する、怒鳴る等）、過剰な要求並びにセクシャルハラスメント（必要もなく手や腕をさわる等）のハラスメント行為を含む）を行い、その状態が改善されない場合、文書等で通知することにより、この契約を終了することができる。

附 則

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する
この規定は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する
この規定は、2019 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、2019 年 6 月 1 日から施行する。
この規定は、2021 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、2023 年 4 月 1 日から施行する。